

古文書から近世の村をさぐる

—村役人の文書から—

近世部会では、徳川家康が関東に入部した天正18年（1590）から廃藩置県が行われた明治4年（1871）までを扱います。立川市域には近世以前から柴崎村が存在し、さらに近世の新田開発によって砂川村をはじめとする多くの村が開かれました。約300年にわたる時代の中で、村々は政治・経済・文化の各面で発展していきました。

150年以上昔のことなので、その時代を見聞した人から話を聞くことはできません。その代わりに、近世のようすを現在に伝える古文書は豊富に残されています。近世は、文書の作成量が増加し、広く庶民の手でさまざまな文書が残されるようになった時代でした。この古文書を手がかりに村の歴史を解き明かしていくことが、近世部会の第一にして最大の課題です。

現在、立川市域に残されている古文書の多くは、当時村の運営を担った村役人^{むらやくにん}を務めた家に伝わったものです。なぜ近世の文書が現在まで多く残されているのか、その理由は近世の村のしくみと村役人の役割について知ることから見えてきます。

近世部会が刊行する2冊の『資料編』のうち、今年度刊行した『近世1』では柴崎村を主に取り上げています。今回の部会特集では、柴崎村の村役人の文書を例に、近世の村について見ていきたいと思います。

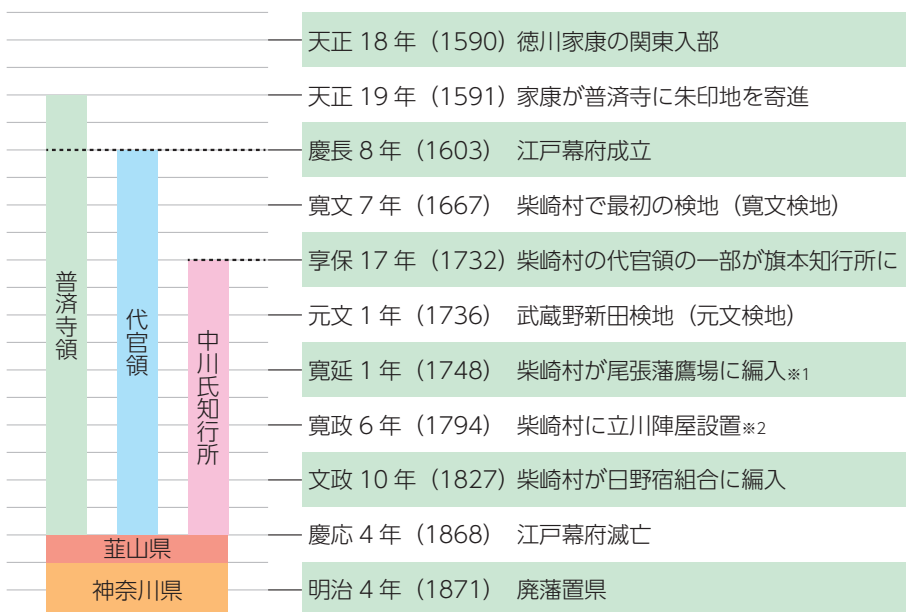


▲昭和30年頃の甲州道中道標（部会特集内で使用している写真・資料は特記が無い限りすべて立川市歴史民俗資料館所蔵）

柴崎村と領主支配とのかかわり

柴崎村の範囲は、現在の立川市域のうち柴崎町・富士見町・錦町・曙町・羽衣町・緑町・高松町にあたります。天明3年（1783）時点で244世帯、1080人が住んでいました。村の規模を示す村高は1139石3斗4升（寛政6年（1794）以降）でした。近世の平均的な村（400～500石）よりも大きな村であったといえます。

柴崎村の大部分（約1109石）は幕府の直轄地である代官領ですが、そのほかに普済寺（20石）と旗本（約10石）の領地があり、柴崎村には複数の領主が存在していました。それとは別に、江戸幕府の役人や尾張藩の鷹場の役人などからも指示を受けることがありました。このような支配の複雑さは、近世の特徴といえます。



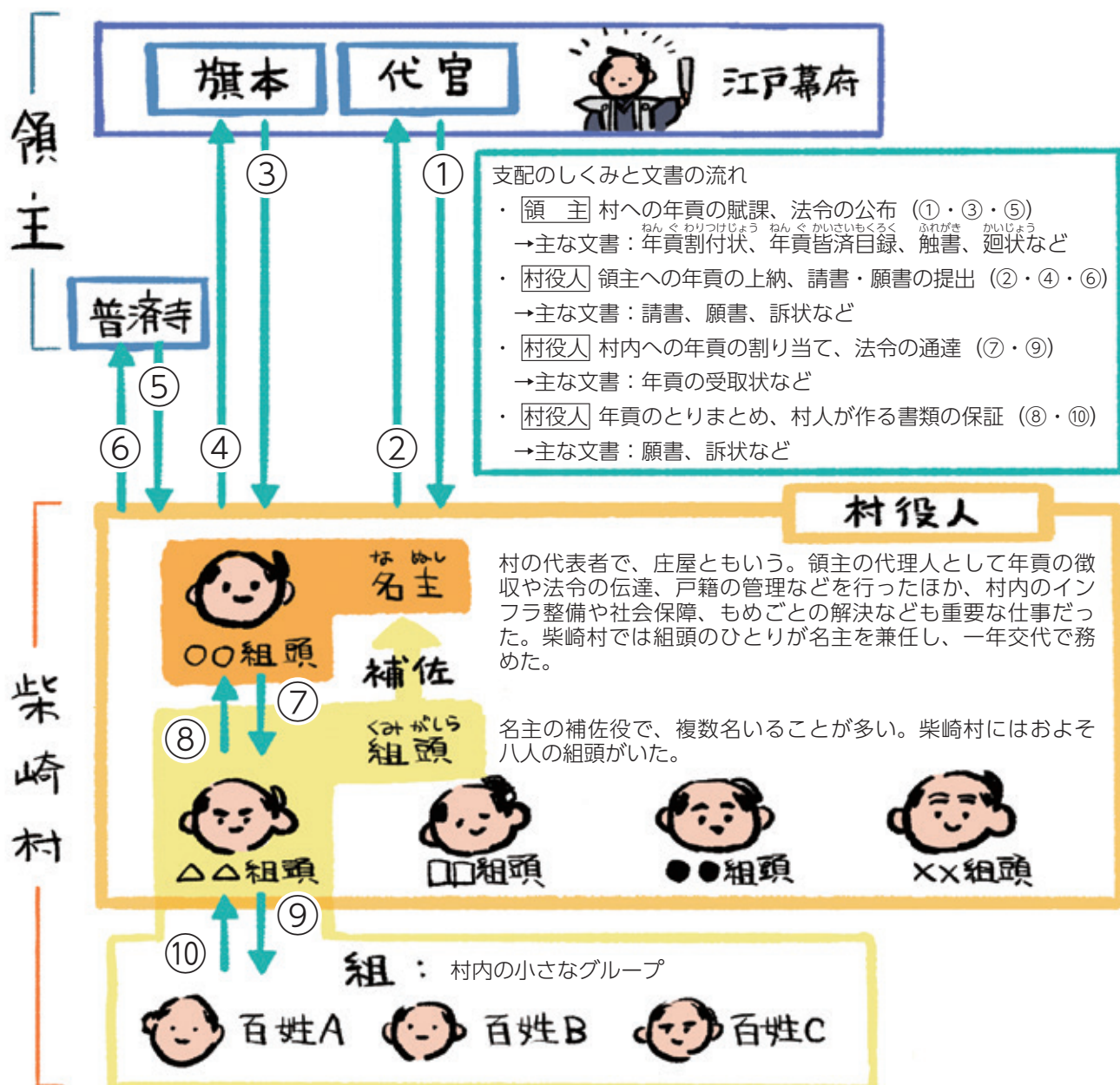
※1 鷹場：領主の鷹狩りのための場所。狩りができる環境を維持するために、鷹場に設定された村にはさまざまな規制や負担が課せられていた。

※2 立川陣屋：陣屋とは役人が詰めて用務を行う建物のことで、柴崎村には尾張藩の鷹場役人が出張する陣屋が置かれた。

近世の村

近世の村は、江戸幕府の行政・徴税システムの末端であると同時に、自治的な共同体でもあるという二つの側面を持っていました。領主は村という共同体を支配することで、個人や家を直接支配しなくても、税金を徴収し法令を遵守させることができたのです。村の運営を担ったのが、**名主・組頭・百姓代**という**村役人**です。彼らは領主に代わって村を管理し、年貢を徴収する存在である一方で、村の中で生活を営み、村の利害を代表する存在でもありました。

近世社会では、領主である武士が村に住むことは基本的になく（兵農分離）、文書によって指示や命令を伝え、村役人に提出させる文書によって村の状況を把握しました。文書は村の支配に必要なものとして数多く作成され、それらが村に集積されることになりました。



柴崎村の村役人

柴崎村では村を八つの「組」というグループに分け、年貢の徴収などは組を単位として行っていました。各組を代表する組頭が組内を取りまとめ、村全体を取りまとめる名主は組頭の中から交代で選ばれました。村によって、名主を一つの家が世襲する場合もあれば、村内の選挙で決める場合もありましたが、柴崎村では組頭を務める家の持ち回りで成り立っていました。また領主が複数いる村では、管轄する領主ごとに複数人の名主がいる場合もありましたが、柴崎村では代官領・旗本領も含めて一人の名主が治めていました。

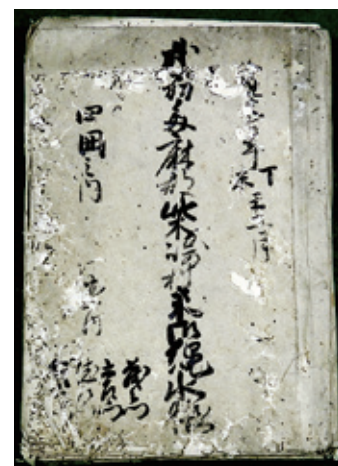
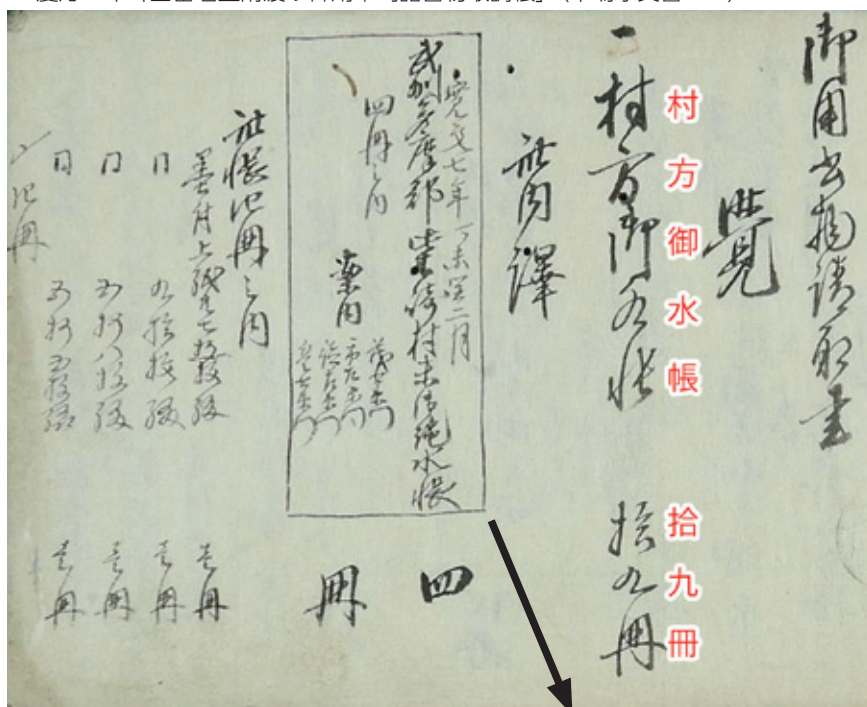
文書の管理と引き継ぎ

村役人の仕事の多様さは、村役人の扱う文書の多さにもつながっています。その文書を適切に保存・管理することもまた村役人の重要な仕事でした。過去の文書からわかる先例は村運営の参考となり、また事実関係をめぐる争いでは証拠文書にもなりました。特に名主の交代に伴う公用文書の引き継ぎが頻繁だった柴崎村では、膨大な文書を単に保管するだけではなく、複数人の手で適切に管理する体制が確立されていました。

右の引き継ぎ記録では、「御水帳」19冊をはじめ、129種類251点もの書類・物品が、文字と絵で書かれています。点検リストの役目を果たしています。これらの文書は「御用筆筒」に収納され、次の名主に渡されました。

ここで最初に書かれる^{みずちょう}水帳とは、**検地帳**ともいい、土地一区画ごとの等級・面積・石高や所有者を書いた村の土地台帳です。検地帳は納税者の名簿であると同時に、村や個人の土地の所有を証明する重要な文書でした。

▼慶応4年「当番名主附渡り御用筆筒諸書物取調帳」（中嶋家文書B-4）



▲寛文7年「武州多摩郡柴崎村未御縄水帳」（中嶋家文書D-5）



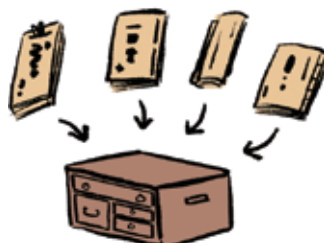
◀柴崎村の名主文書の一つである鈴木家文書を保管していた箱の一つには、元禄11年（1698）の「御水帳・御証文箱」と書かれていました。検地帳が古くから重要文書として扱われていたことがわかります。なお、柴崎村の検地帳自体は中嶋家文書として伝来しているので、文書の管理や引き継ぎの過程で、箱の中身が変更されたことがうかがわれます。

引き継がれた文書の例

土地の管理	水帳 名寄帳 など
村の概要	村明細帳 村絵図 など
年貢	割付状 皆済目録 など
村の財政記録	村入用帳 など
村人の管理	五人組帳 など
法令	御用留 請書 など
信仰・寄付	勧化帳 配札帳 など
その他	災害用備蓄関係 用水関係 など
物品	印鑑 提灯 など

引き継ぎ文書をタンスに保管

→ 重要書類も
大事に管理!



文書の引き継ぎ記録

・引き継ぎ文書が
一覧化!
・絵入りで
わかりやすい



現在まで残された古文書の多くは、当時の人が大切に管理し、後世まで残そうとしてきたものでした。

今回は村役人の文書を取り上げましたが、近世には文書が重要かつありふれたものになったので、村役人に限らず読み書きできる人も増え、個人の家や暮らしに関わる私的な文書も数多く残されました。それもまた歴史を今に伝える貴重な史料です。近世部会では引き続き古文書の調査を続けるとともに、その成果を『資料編』や『通史編』という形で市民の皆さまにお届けします。お手にとっていただければ幸いです。（武田）